

合併公告

令和2年2月17日

株主及び債権者各位

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字八反107番地
セントライ青果株式会社
代表取締役 石原美紀

当社は、令和2年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、丸協青果株式会社（本店所在地 名古屋市熱田区川並町2番22号）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議いたしました。つきましては、当社は丸協青果株式会社の権利義務全部を承継して存続し、丸協青果株式会社は解散することになりますので、下記のとおり公告いたします。

記

1. 会社法第797条第1項の規定に基づき、株式買取請求をされる株主は、効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間にその旨及び買取請求者（株主）の氏名又は名称、住所、買取請求に係る株式の数を書面により当社にご通知下さい。
2. この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1ヵ月以内にお申し出下さい。
3. 最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(当社)

<http://www.centrai.co.jp/koukouku/index.html>

(丸協青果株式会社)

掲載紙 官報

掲載の日付 令和元年5月31日

掲載頁 123頁（号外第24号）

以上